

香川県水産試験場における競争的資金等の管理・運営に関する方針

1 目的

この方針は、香川県水産試験場における競争的資金等の適正な管理及び運営に関し、職員の法令遵守意識の向上を図るとともに、責任ある管理・監視体制を構築することにより、不正使用を防止し適切な管理運営の体制づくりに必要な事項を規定するものである。

2 語句の定義

この要綱で使用される語句の定義は次による。

(1) 競争的資金等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、文部科学大臣決定）の別紙「競争的資金等一覧」の資金のほか、民間等からの受託、共同研究等に係る資金（以下「資金等」という）をいう。

(2) 研究員等

水産試験場の研究職員をいう。

(3) 事務員等

水産試験場総務課の職員をいう。

(4) 不正使用

「香川県会計規則」その他関係法令等に反する資金等の使用をいう。

3 責任体系

資金等の不正使用の防止等に適切に対応するため、次に掲げる責任者の責任と権限を定めて、公表する。

(1) 最高管理責任者

資金等の不正使用の防止等の最終責任を負う者とし、水産試験場長をもってあてる。また、最高管理責任者は、統括管理責任者及び部門責任者が責任を持って資金等の運営・管理が行えるよう、リーダーシップを発揮するものとする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、資金等の不正使用の防止等について場を統括する実質的な責任と権限を有するとともに、資金等の会計事務全般（物品の発注・検収等を含む）の責任と権限を有する者で、総務課長をもってあてる。

(3) 部門責任者

最高管理責任者の指示に基づき、各部門における資金等の実質的な運営・管理にあたる者で、水産試験場の各部門長（部門を統括する首席研究員等）をもってあてる。

4 事務処理手続きの明確化・統一化

最高管理責任者は、県の会計制度、財務会計諸規程、事務決裁規程等のほか、この方針に沿って資金等の経理事務の取り扱いに関する要領（以下「要領」という）を定めるとともに、職員等に周知する。

(1) 手続きの明確化

要領には、費目ごとの事務手続きについて統一的な見解を明確にするとともに、職員等に周知するものとする。

(2) 手続きの統一化

事務処理手続きは、例外的取扱を極力排除し、止むを得ない場合もそれぞれの例外的手続きを明示するものとする。

(3) 手続きの検証

事務処理手続きは、不正使用防止のため常に検証し、不正行為の温床となる箇所を排除するとともに、不具合を是正するものとする。

(4) 相談窓口

総務課に要領の内容やその手続き等に関する場内外からの相談を受け付ける窓口を設

置しFAQを作成するなど、場内外の関係者からの相談等に適切に対応する体制を構築するとともに、関係者に周知するものとする。

5 権限の明確化

最高管理責任者は、事務処理に関する権限と責任を明確にした決裁体制を構築する。

(1) 決裁方法

資金等の事務処理に関する決裁方法や決裁区分は、「香川県出先機関事務決裁規則」、その他関係法令等に準拠するものとする。

(2) 事務分掌

最高管理責任者は、資金等の事務について、事務員等に分掌させるものとする。

6 研究員等の意識の向上

最高管理責任者は、研究員等に対し資金等は公的資金であり、「香川県会計規則」等に則り、研究機関が適切に管理する旨を啓発する。

(1) 研修の実施

統括管理責任者は、資金等に係る事務手続きの周知徹底のため、研究員等に対して研修を実施するものとする。

(2) 意識の共通化

研究員等と事務員等は、対等の立場で資金の適正執行に努め、意見交換等により資金等の円滑な管理運営に努めるものとする。

(3) 不正事例の紹介

過去の不正事例や処分内容等を取りまとめて配布、法令遵守意識を向上させるものとする。

7 不正に係る調査・報告

不正行為の疑いが生じた場合の調査は、公正性・客観性を確保しつつ、迅速に実施する。

(1) 予備調査

通報等により不正使用の疑いが生じた場合、最高管理責任者は統轄管理責任者等に、証拠品保全と予備調査を指示するものとする。

(2) 調査委員会の設置

予備調査で不正使用が明らかな場合、最高管理責任者は本場職員及び本場以外の者による調査委員会を設置し、不正使用の有無について調査させるものとする。

(3) 報告

調査委員会は調査結果を最高管理責任者に報告するとともに、最高管理責任者は、調査委員会の調査により不正使用が確認された場合は、任命権者へ報告するものとする。

(4) 懲戒

不正使用に関与した職員は、地方公務員法や「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」等により懲戒等の処分を行うものとする。

(5) 名誉の回復

不正使用の不存在が確認された場合、対象研究活動の正常化及び名誉の回復のため十分な措置を講ずるものとする。

8 不正防止計画の策定・実施

資金等の不正使用を未然防止するため、最高管理責任者は、不正防止計画を策定するものとする。

(1) 不正使用の要因の把握・分析

不正を発生させる要因を洗い出し、発生可能性と深刻度等で評価するものとする。

(2) 不正防止計画の策定

評価をもとに、要因ごとの解決策と優先度を含む不正防止計画を策定し、研究職員、事務職員に周知するとともに、HP等により公表するものとする。

(3) 不正防止計画の実施

最高管理責任者は不正防止計画を検証し、統轄管理責任者に計画の実施を命ずるとともに、要因の排除に向けた環境改善等を指示するものとする。

(4) 不正防止計画の推進

統轄管理責任者は最高管理責任者に計画の進捗状況を報告し、最高管理責任者は計画推進を指示するものとする。

9 競争的資金等の適正な管理・運営

物品等の発注は、チェック機能が十分に発揮できる措置を講じ、納品確認を厳格に実施する等の対応を実施する。

(1) 発注権限の明確化

①場内の発注権限や範囲を明示した資料等を作成、公表するものとする。

(2) 検収体制の強化

①内部牽制を機能させるため、研究員等と事務員等の双方による検収を行う。

②受領年月日を明示した受領印の記載を徹底周知する。

③不正に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。

10 通報（告発）窓口の設置と情報の伝達体制の整備

場内外からの不正使用情報の通報窓口を設置、情報が最高管理責任者へ適正に伝達される体制を整備する。

(1) 通報（告発）窓口の設置

①総務課に通報窓口を設置する。

②通報は顕名とし、職員等の氏名や不正行為の内容等を明示した書面によるものとする。

③通報窓口の関係者は、「香川県公益通報事務処理要綱」等に従い、通報者、対象研究職員等の個人情報保護する。

(2) 情報伝達体制の整備

①不正情報及び調査状況等の迅速・正確な伝達体制を確立する。

②研究職員等の法令遵守意識を調査する。

11 内部監査の実施

不正発生の抑止力とするため、資金等に係る実効性のある内部監査体制を整備する。

①内部監査は地方自治法第199条、香川県会計規則、その他関係法令等に基づき実施するものとする。

②内部監査は、会計書類等、検収体制、情報伝達体制等の不備についても実施するものとする。

③資金等に関する管理・監査の結果は公表するものとする。

附則

この方針は、平成24年10月15日から適用する。